

訪問型生活介護の 取り組み

大津市立やまびこ総合支援センター内生活支援センター
ひまわりはうす
課長 山口 俊一

訪問型生活介護の取り組み

◆背景

- ・ 特別支援学校在学中から不登校状況の方、成人で通所施設利用や一般就労が様々な理由で困難になり在宅引きこもりになっている方、重症心身障害や行動障害等があり通所施設の利用が困難でヘルプの利用しかできない方等が増えている。
- ・ 通所施設の利用が困難な方が地域で孤立しないように、家族以外の支援者や地域の仲間とのつながりを構築するための支援が必要。
- ・ 障害児支援では居宅型児童発達支援の制度があるが、成人期はない。

訪問型生活介護の取り組み

◆経過

- ・ 2021年11月に定例会及び各部会にてプロジェクトの立ち上げを説明
- ・ 2021年12月に訪問型生活介護のニーズに関する実態調査を実施。
- ・ 2022年1月から訪問型生活介護プロジェクトの会議を開始。
- ・ 2022年4月から、実態調査をもとに利用者の選定を行い、ひまわりはうすでのモデル事業の取り組みを開始。

訪問型生活介護の取り組み

◆目標

- ・ どの福祉サービスにもつながっていない引きこもり状態にある方を孤立化させない
- ・ 通所施設など日中活動の場や他のサービスにつなぐ
- ・ 事業の制度化をめざす

訪問型生活介護の取り組み

◆方法

対象：どの福祉サービスにもつながっていない引きこもり状態にある方

内容：自宅等を訪問し活動を提供する

頻度：月2回

時間：1時間～2時間

人数：基本2名

会議：プロジェクト会議やケース会議の定期的な実施

訪問型生活介護の取り組み

◆実施状況

利用者	人数	支援時間	回数		
			2022年	2023年	合計
A:行動障害	2		10	0	10
B:発達障害	1	0.75	14	23	37
C:自閉症	1～2	1	17	22	39
D:重症心身障害	2	2	14	11	25
E:精神障害	1	2	11	23	34
F:知的障害	2	1.5	0	23	23
G:ダウン症	2	1.5	0	4	4
			66	106	172

訪問型生活介護の取り組み

◆個別ケース

	支援状況	時間	職員	活動内容・方法・様子	備考
A	30代 女性 行動障害 2022年 5月～11月	30分	2名	・挨拶→トランポリン・バルーンで誘いかける（9月～カラーボール取り入れる）→一緒に遊ぶ(本人の状況により一人で遊ぶ)→終わりの音楽「おかえりのうた」→挨拶→終了 ・感覚遊びを中心に活動を提供。	・ガルの短期入所の一室に訪問 ・2022年12月から国立のぞみの園へ
B				30代 男性 発達障害 2022年5月 ～ 現在	1時間

訪問型生活介護の取り組み

◆個別ケース

	支援状況	時間	職員	活動内容・方法・様子	備考
C	30代 男性 自閉症 2022年7月 ～ 現在	1時間	1名	・当初は、庭の水やりはするという事で、活動前半にミニトマトの栽培、鉢植え、肥料、水やりなど外の活動を中心に行い後半は、かき氷、ホットケーキ、フルーチェなど作って食べるという流れで活動を展開 ・2022年11月から紙漉き活動を中心に行っている ・各工程の作業内容は理解して取り組んでいる ・漉いた和紙でカレンダーや年賀状を作成 今後はランプシェードなどバリエーションを増やしていきたい	・視覚化して流れを提示すれば一定理解して作業することができる ・車に乗れないのがネック ・2023年4月にケース会実施。ヘルプ利用(月、水)時の様子やご家族の思いを共有 ・ヘルパーさんとは買い物と散歩へ ・母、先々どこかに通えたらと思うが、無理やりしてうまくいったためしがない
D				40代 女性 重症心身障害 2022年6月 ～ 2023年11月	2時間

訪問型生活介護の取り組み

◆個別ケース

	支援状況	時間	職員	活動内容・方法・様子	備考
E	2022年10月 ～ 2024年4月	2時間	1名	・安否確認と日用品の買い出しが主な内容。 ・幻覚、幻聴など統合失調症の症状がひどく、入院を勧めたいが本人の拒否が強い状況。	・自立訓練の期間満了に至るも、受け皿がなく訪問型生活介護のサービス利用に至る ・2024年5月からは居宅介護へ変更
F	2023年6月 ～ 現在	1時間半	1名	・訪問型生活介護でサービスの再開当初は、お菓子作り（フルーチェやアイスクリームづくり）、紙漉きなど行ったが、徐々に活気がなくなり、9月は「休みたい」とのこと。 ・10月から再開。以降は支援者との話しが主。といっても母と支援者が話しているのを聞いているのが殆どで後半、話し出しのきっかけをつくるとコロナで外出を我慢していたことや自分ばかりがこうなるなど不満や悲観的な発言が多くなるが、最後は「お友達と会いたい」「ひまわりはうすに通いたい」など自分の思いを前向きに話してくれることが多い	・2022年4月から生活介護を週1回利用するも7月から通えず欠席時対応で訪問。11月末を最後に訪問もできず。 ・2023年6月から本人の利用再開の希望により訪問型生活介護でサービス再開 ・9月は気持ちが低空気味で休み、10月から再開 ・2024年4月から日中一時支援に変更するも不安定なため両サービスを併用利用
G	2023年7月 ～ 現在	1時間半	2名	・塗り絵や画用紙に好きなものを職員も一緒に描くなど試行中。 ・母が口ずさむ歌に合わせてムーンウォークのような動きあり。 ・月1回から2回に増やしたい	・本人、ご家族との関係づくり

訪問型生活介護の取り組み

◆評価と課題

- ・ご本に会うまでに時間を要した方もいたが、どの方も様々な形で家族以外の支援者との関わりを継続できた。
- ・本人支援だけでなくご家族支援としての役割も大きい
- ・ケース会の定期的な実施が本人支援の振り返りや助言を得る機会になるとともにご家族の不安や思いなど受け止める機会になっていた
- ・一部の方については、本人の持っている力や支援内容などから別のサービスに切り替えることができた。

訪問型生活介護の取り組み

◆評価と課題

- ・特定の職員でないと対応できないケースも複数あり、継続した支援を安定して行うために、また職員の精神的な負担になりすぎないように複数体制による支援やフォロー体制をどう整えていくか。
- ・事例検討を重ねたり、研修に参加することで支援者の力量を高める必要がある
- ・2024年4月から通所条例大津市立知的障害者通所施設条例にてひまわりはうすの事業として位置づく

訪問型生活介護の取り組み

※大津市立知的障害者通所施設条例より

◆対象者

訪問型生活介護を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けている18歳以上の者のうち障害の状態、特性その他の事情により生活介護その他の居宅外で行われる障害福祉サービスを受けるために外出することに困難を有すると市長が認める者とする。

訪問型生活介護の取り組み

※大津市立知的障害者通所施設条例より

◆事業内容

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 訪問型生活介護 障害の状態、特性その他の事情により、生活介護その他の居宅外で行われる障害福祉サービスを受けるために外出することに困難を有する障害者につき、当該障害者の居宅を訪問し、日常生活上の支援及び身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うサービスをいう。